

新たな「北区生活交通改善プラン」の策定にあたって

1 経緯

現行の「北区生活交通改善プラン」は、平成25年度から翌26年度にかけて開催された、北区地域公共交通検討会議での検討結果に基づき、平成27年3月に策定及び公表されたものである。しかし、現行プランの計画期間が令和2年3月末で終了することに伴い、関連する計画に定められる基本的な方針等に基づいて、同プランの評価、現状と課題の再確認、及びそれらを踏まえた新たなプランの策定が必要である。

2 位置づけ

本市全体の新たな交通施策の基本的な方針として、令和元年7月に「にいがた都市交通戦略プラン」が策定及び公表された。これに基づいた、公共交通分野に特化した実施計画に当たる「新潟市地域公共交通網形成計画」の一部として、区ごとの「生活交通改善プラン」が位置づけられる(※1 右上図参照)。また、より北区の他施策との整合・連携を図るため、「北区 区ビジョンまちづくり計画」と連動させるものとする。

3 見直しの方向性

現行プランを継続させながら、「新潟市地域公共交通網形成計画」の一部として、新たな市全体の公共交通施策に対応した基本方針を定める。また同時に、北区の施策と連携したものであるため、「北区 区ビジョンまちづくり計画」の基本方針にも整合させるものとする。これにより市全体の施策、区の施策双方に一体的にアプローチできることから、施策形成過程における相乗効果が期待される(※2 右下図参照)。

4 検討体制

北区地域公共交通検討会議は、北区のまちづくりと連携した、持続可能な地域公共交通のあり方について、市民並びに関係者との協働によって検討できる体制が必要である。このため、「北区地域公共交通に関する意見交換会」の委員が所属する各団体からの出席者に加え、地域住民代表の参画が求められる。当会議では、北区自治協議会委員から2名を出席させるものとする。

5 対象区域

現行プランと同様に北区全域を対象とする。

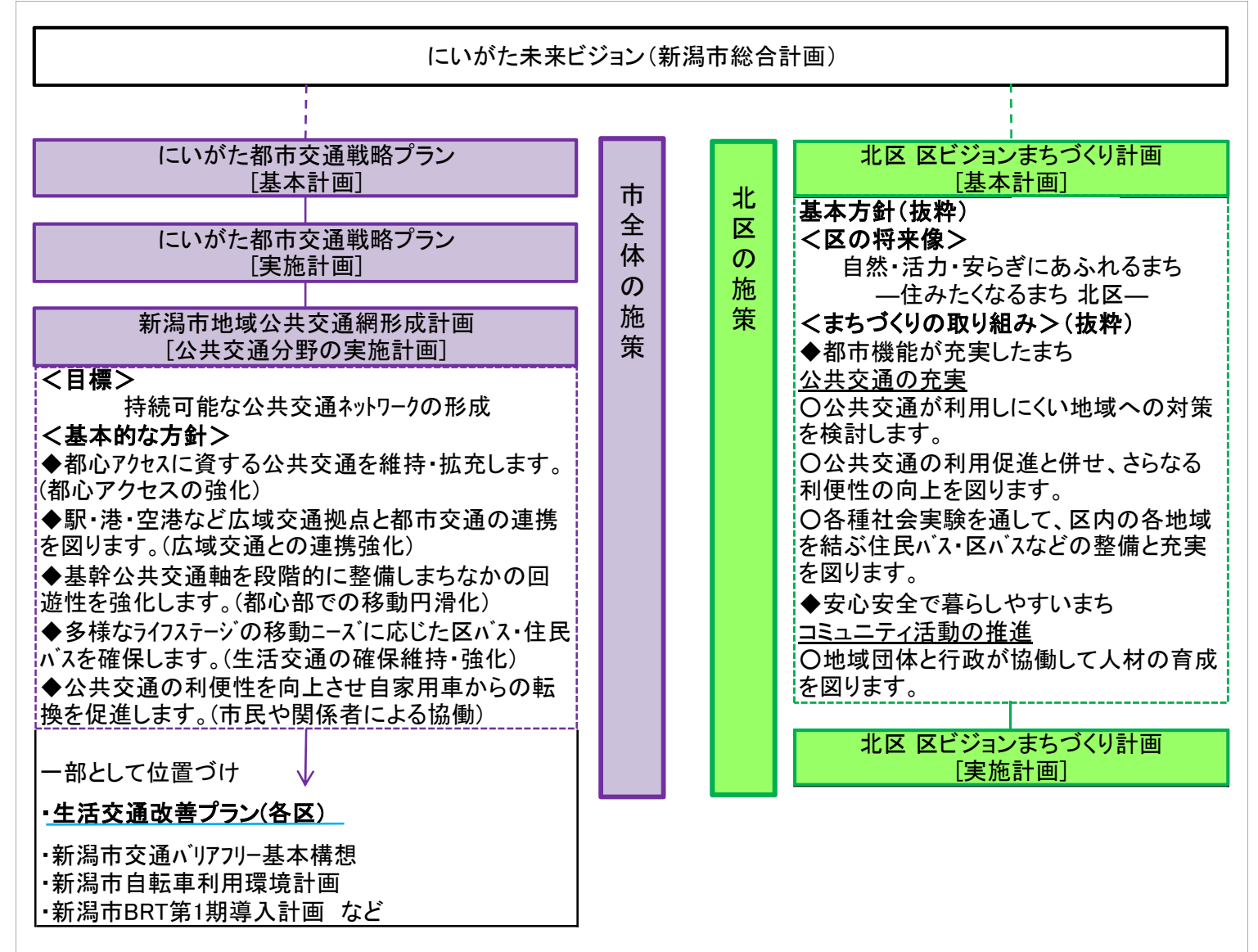
- <参考>
- 「にいがた都市交通戦略プラン」 = 本市全域
 - 「新潟市地域公共交通網形成計画」 = 本市全域
 - 「北区 区ビジョンまちづくり計画」 = 北区全域

6 対象期間

「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」、「北区 区ビジョンまちづくり計画」の計画期間に準拠するため、令和2年度から4年度までの3年間とする。

- <参考>
- 「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」 = 平成27～令和4年度
 - 「北区 区ビジョンまちづくり計画」 = 平成27～令和4年度
 - 「新潟市地域公共交通網形成計画」 = 令和元～令和4年度

※1 位置づけ



※2 見直しの方向性

